

事業主様
事務担当者様

神奈川県鉄工業健康保険組合

業務課からのお知らせ（重要）の内容の一部訂正について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当健康保険組合の業務につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当健康保険組合よりお知らせいたしました、令和 7 年 9 月 10 日付「業務課からのお知らせ（重要）」の内容に一部誤りがあったことが判明いたしました。誤った情報を提供してしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

【誤情報の詳細】

※誤った内容

2. 被扶養者の認定について

●被扶養者認定おける年間収入要件

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満の場合（被保険者の配偶者は除く）は、現行の「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 180 万円未満」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

※正しい内容

2. 被扶養者の認定について

●被扶養者認定おける年間収入要件

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満の場合（被保険者の配偶者は除く）は、現行の「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

正しい情報を改めてご案内いたしますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

このたびは、ご迷惑をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

何かご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課（044-233-5538）までご連絡ください。